

のと鉄道児童乗車体験運賃助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、のと鉄道利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、協議会に加盟する市町内の団体に対し、のと鉄道児童乗車体験運賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、のと鉄道を地域密着型のマイレール意識の高揚と利用促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象団体（以下「対象団体」とい。）は、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の保育園、幼稚園及び小学校に通園通学する8人以上の園児、児童等とその引率者で、のと鉄道の運行区間を利用し、かつ券売機で乗車券を購入して乗車体験をする団体とする。

(助成金の額及び限度額)

第3条 助成金は、対象団体の乗車1人に対し、のと鉄道運賃の全額とする。

2 前項の助成金の片道の限度額は、小人1人にあっては420円、大人1人にあっては830円とする。

3 対象団体が観光列車を利用して、平日に乗車体験をおこなった場合の観光列車料金についても全額助成する。

(交付申請及び請求書の提出)

第4条 対象団体は、助成金の交付を受けようとするときは、のと鉄道児童乗車体験運賃補助交付申請書及び請求書をのと鉄道を經由し、協議会長に提出しなければならない。

2 助成金の申請期限は、乗車体験の日から60日以内とする。

(助成金の交付決定)

第5条 協議会長は、前条の規定による申請及び請求が適正と認めたときは、速やかに対象団体に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第6条 協議会長は、第4条の規定により助成対象者が偽りその他不正の手段で申請及び請求をしたと認めたときは、助成金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。